単独事業主給付建て年金制度に関する改正

- 事業主が支払い時期毎の年金債務をより正確に測定するため、修正「イールドカーブ」にもと づく恒久的な利率の基準を提供
- 積立目標の100%を達成し、7年間で積立不足を解消するため、事業主に制度への充分な掛金を拠出することを要求
- 割まの積立水準が80%未満の場合、事業主がクレジット残高を利用することを禁止
- 「危機(At Risk)状態」の制度に加速掛金を発動
 - →以下の両方に該当する場合に危機状態
 - 悪化シナリオ(クレジット残高を考慮できず、従業員が最高コストの給付を受け、可能な限り早い引退を選択)を適用した場合の積立水準が70%未満
 - 通常の仮定を使用した場合の積立水準が80%(2008年65%、2009年70%、2010年75%)未満
- 積立状態の正確性を改善し、市場および積立の変動から制度を保護するため、利率の平滑 化期間(現行法は資産については5年、債務については4年)を2年に短縮
- 年金債務の150%まで、事業主に追加的な損金可能掛金の上限を提供
- 制度の積立水準が80%未満である場合、ただちに拠出されるのでなければ、事業主や労組のリーダーが給付を増額すること禁止
- 積立水準が60%未満の制度からの一時金給付または操業停止給付に係る将来の給付発生を禁止。積立水準が60%を上回った時点で、事業主と労組のリーダーが過去勤務の発生給付の付与方法を決定
- 深刻な積立不足の制度を持つ事業主に対して、幹部職員繰延報酬制度の使用を制限

下院教育労働委員会の2006年7月28日付 "Bill Summary"を参考にした

制度運営(財政運営)に関する論点

- 積立状態の正確な把握:
 - 債務評価の基準:積立指標が継続基準、非継続基準の2本建てから、非継続基準へ一本化された
 - 財政方式:伝統的単位積立方式に統一
 - 利率: イールドカーブ基準(具体的には、0~5年、5~20年、20年以降の各期間に対応するセグメント率)を採用。ベースは上位3つの格付けの優良社債で、財務長官が定める。
 - 死亡率:財務長官が定める死亡率に統一
 - その他の基礎率:個々に妥当性があり全体としてアクチュアリーの最善の予測であること
 - 資産評価の基準:
 - 原則は公正価値で計測
 - 平滑化:
 - 債務評価における割引率は、24ヶ月の平均を使用。ただし、最低必要掛金の決定のためには、 平均化したセグメント率でなく、社債イールドカーブにもとづく利率を使用可能。利率は、24ヶ月 平均を考慮しない。
 - 資産は、以下の条件下で平滑化した評価が許容される
 - 財務長官が規定する規則のもとで許容される方法
 - 評価日前24ヶ月以内の平均
 - 市場価値の90%~110%の範囲内
 - ★債務・資産とも公正価値基準への傾斜を強め、アクチュアリーの裁量が狭められたが、これをどう評価するか?
 - ▲ 日本では非継続基準への一本化は可能か?

制度運営(財政運営)に関する論点

■ 積立義務:

- 基本的に変更のなかった事項:
 - 拠出猶予:財務長官は最低積立基準の一部または全部の拠出猶予可能。ただし、連続する15年で3回(多数事業主の場合は5回)を上回る免除は認められない。
 - 掛金の債権性:財務長官は拠出猶予を認める条件として事業主に担保の提供を要請することが可能であり、提供された担保は、PBGCによって行使可能。また、拠出不足額に対しては年金制度に優先権が与えられる。
 - 拠出期限:翌制度年度の8.5ヶ月経過時点まで。ただし、一定の基準を満たさない積立不足の 制度の場合は、四半期毎の掛金が要請される。

■ 変更された事項:

- 基準の大幅な簡素化:複数の積立指標、過去の変更の経過措置、発生要因別の設定を排除。
- 償却期間:一般に償却期間の7年は、厳格化と考えられている。
- 積立不足基金への対応:
 - クレジット残高の使用を制限。
 - 危機状態制度の積立目標を通常より厳しく規定し、加速償却を求める。
- 積立目標の150%までの掛金を損金とする: ある意味では、年金制度に「資本」の確保を認めたことになる。
- ▲ 積立の確実な履行のためには、掛金債権の強化が必要ではないか?
- ▲ 積立水準が悪化した場合に一層強化される積立義務は現実的か?
- ◆ 年金制度に「資本」の確保を認める策は有効ではないか?また、DB法における積立上限は必要か?

制度運営(財政運営)に関する論点

■ その他:

- 積立状態にもとづく給付制限等:
 - 連邦破産法第11章を申請している場合:調整後積立目標達成比率が100%でなければ禁止給付(単生命年金の年金額を超える給付(一時金を含む)、保険購入の支出)を支給できない。
 - 調整後積立目標達成比率が80%未満の場合:給付債務を増加させる制度改定を制限
 - 同60%~80%の場合:禁止給付の一部制限
 - 同60%未満の場合:禁止給付の支給不可。将来の給付発生の凍結
 - 深刻な積立不足の制度を持つ事業主に対して、幹部職員繰延報酬制度の使用を制限
- 経過措置、例外措置:
 - 現行制度からの接続を重視した経過措置がきめ細かく規定されている。そのため、経過期間中は、実はそれほど簡素化されていない。
 - 商業航空会社の救済措置の他に以下のような政治的配慮が感じられる。
 - 2005年7月26日に適格協同組合制度として存在している場合:2017年まで適用延期
 - 2005年7月26日にPBGC清算制度として存在している場合:2014年まで適用延期
 - 防衛関係企業の場合:2011年まで適用延期
 - 指定自動車メーカーの制度で2006年に早期引退を提案された従業員:危機状態における追加的仮定を 適用しない
 - 都市間・州間旅客バスサービスに従事している会社の制度:完全適用を1年延期
- ▲ 積立状態が給付に関する制度運営(設定機能)に影響することは、現実的か?(そのような企業は自発的に制度を凍結しているかも知れないが)
- ➡ 米国では、企業年金についても政治的である、という事実を認識しておく必要がある。

W. 給付設計

要旨

- ■米国の企業年金は終身年金(適格連生遺族年金)が原則である。
- ■選択一時金は、一定の基準にもとづく現在価値以上であることが 求められ、CB制度等を中心に「Whipsaw」問題が発生している。こ の点は、2006年年金保護法にて解決が図られている。
- 日本にも「Whipsaw」問題は存在するが、規制のスタンスが米国と 逆方向である。特に、終身年金の設計が困難である。
- ■米国では、現在価値が\$5,000以下の年金は、制度側に一時金で の清算権がある。

論点

- ♣31ページに示す対応等により「Whipsaw」問題を解決できないか?
- ↓ 少額の年金原資の年金に対する一時金での清算権を制度に与えてはどうか?

年金の支給形態と一時払いに関する米国の規定

■ 米国の年金支給に関する規定(要点のみ)

エリサ法 § 205(a)適用制度の要件

■ 支給開始日まで生存している受給権確定加入者の場合、既発生給付は適格連生遺族年金(終身支給で加入者の死亡後に配偶者の生存中に加入者の50~100%の額の遺族年金を支給する年金)の形態で提供されねばならない。

エリサ法 § 205(g)年金現価の支給、書面による同意、現価の決定

- 制度は、適格連生遺族年金の現在価値を、現在価値が\$5,000を越えない場合、即時に支給することができる、と規定することができる。
- 適格連生遺族年金の現在価値が\$5,000を超え、加入者および配偶者が支給に同意する場合、制度は当該現在価値を即時に支給することができる。
- 上記の場合、現在価値は適用死亡率および適用利率を使用して算出された現在価値を下回ってはならない。適用死亡率は財務長官が規定する。適用利率は、支給開始日前月における30年もの連邦債の利回りとする。

エリサ法 § 203(e)支給の同意、現在価値

■ 制度加入者の不可没収給付の現在価値が\$5,000を超える場合、制度は加入者の同意がなければ当該給付を即時に支給しないことを規定しなければならない。現在価値の計算は、上記と同じ。

米国キャッシュバランス制度におけるWhipsaw問題

退職時の選択一時金が仮想勘定残高にならない問題

Whipsaw問題

利息クレジット率が年6%、30年もの連邦債の利回りが年5%の場合

⑤年利5%で割引

⑥一時金の最低金額 13,583ドル

> ②年6%の利息クレジットで 勘定残高を予測

①30**歳で退職** 勘定残高<u>10,000ドル</u> ⑤年利5%で割引

365歳時点の予測 勘定残高75,900ドル

4給付利率6%で年金化

左記の例で、10,000ドルの一 時金を支払った企業が敗訴し ている。

年7,171ドルの年金

通知 96-8 によるセーフハーバー利息クレジット率

この問題を避けるため、96年当時の労働省が、利息クレジット率の基準を規定(通知 96-8)

基準指標	対応するマージン	
3ヶ月もの財務省証券の割引率	1.75%	
6ヶ月又は12ヶ月もの財務省証券の割引率	1.50%	
1 年固定満期財務省証券の利回り	1.00%	
2年又は3年固定満期財務省証券の利回り	0.50%	
5年又は7年固定満期財務省証券の利回り	0.25%	
10 年以上の固定満期財務省証券の利回り	0.00%	
CPI の年間変動率	3.00%	

2006年年金保護法による問題の解消

- ■年金に替わる一時金の額は、以下の死亡率および利率にもとづく年金現価を下回らないこととされた(エリサ法 § 205(g)の改正)。
 - ■死亡率: § 303(h)(3)に規定する積立基準で用いる死亡率(財務長官が規定)を基準に、 財務長官が適切に変更を加えた死亡率(男女同一)
 - 利率: 一時金の支払いの前月における§303(h)(2)(C)に規定する積立基準で用いる調整された第1、第2、第3セグメント率(24ヶ月平均を行わない)
 - ■2008年から5年かけて20%ずつ段階的に旧基準から移行する
- 適用給付建て制度(年齢非差別要件を満たすことのできるキャッシュバランス制度(*)またはペンションエクイティ制度)は、規約において加入者の既発生給付の現在価値が仮想勘定残高または最終平均給与の累積比率で規定されていることをもって、§ 205(g)の最小現価基準を満たさないとは扱わない、とされた。
 - (*)利息クレジット率は、0以上で市場収益率以下と規定されている(具体的には、財務長官が規定)

年金の支給形態と一時金に関するDB法の規定

■ DB法による年金の支給期間等(要点のみ)

DB法第33条

- 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。 ただし、終身又は5年以上にわたり、毎年1回以上定期的に支給するものでなければならない。
 - DB令第25条:法第33条の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 保証期間を定める場合にあっては、20年を超えない範囲内で定めること
 - 年金給付の支払期月は、毎年一定の時期であること

DB法第32条(給付の額)

- 給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定した額とする。 DB令第23条(給付の額の基準):法第32条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を上回らないものであること
 - 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったとき に支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付 の現価相当額を上回らないものであること
 - 現価相当額の計算については、厚生労働省令で定める。
 - DB則第24条(給付の現価相当額の計算方法): 令第23条第2項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。
 - 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における厚生労働大臣が定める率(以下「下限予定利率」という。)のうち、最も低い下限予定利率とすること
 - 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること

退職金の移行におけるWhipsaw問題



に年金化

当額

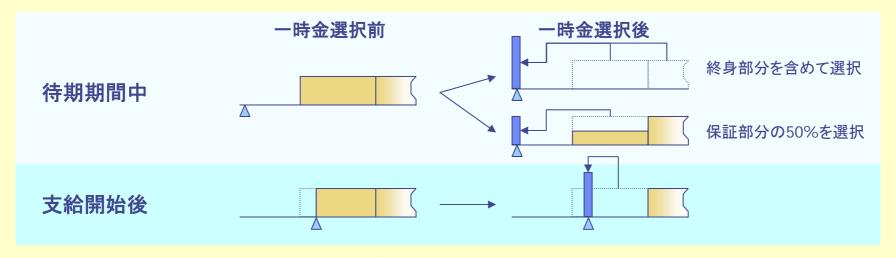
米国の規制と正反対の 規制となっている。結果 として、終身年金が設計 しづらい。

退職一時金相当額を受 給させるために給付利 率引上げという意図せ ざる制度変更が必要。

保証期間

退職一時金の年金化に関する論点

- ♣終身年金を支給するために、見直すことのできる規制はないか。
 - 場 保証部分の年金現価相当額を上限とする規制は必要か?
 - → 一時金を選択した場合に終身部分は放棄させないといけないのか?
 → 例えば、以下のような扱いは、まったく無理か?



- ♣給付利率と下限予定利率との大小関係が給付設計に影響を与える規制は必要か?
- ▲ 少額の年金原資に対する一時金での清算権を制度に与えてはどうか?

要旨

- ■米国の制度終了保険は、保証上限は賃金連動だが、定額保険料は90年代から据置きである。また、変動保険料の徴収基準が甘い。
- ■大型の債務引受案件は2000年以降に集中しており、現在の財政 悪化を引き起こしている。2006年年金保護法の眼目の1つが PBGCの財政建て直しである。
- ■米国の給付建て制度は事業主の給付義務に構造的問題があり、 PBGCが事後的に求償する現在の仕組みでは限界がある。一方で、 事業主に対する年金制度の掛金債権の規定等は注目される。

論点

- **♣ DB法成立時の附帯決議があるので、「検討を加える」必要がある。**
- → 単純な制度の是非論でなく、広範囲な検討の必要性に留意すべき と考える。

米国制度終了保険(PBGC)の概要

(以下、PBGCのHP等から作成)

- エリサ法によって設立(1974年)
- 目的:

民間部門の給付建て年金制度の維持継続の奨励、適時適切な年金給付の支払、保険料の最小化を目的とする。

■ 適用範囲:

民間部門の給付建て制度(税制適格)約3万の適用を受ける約44百万人の引退後収入を保護している。

■ 運営の現状:

財源は、制度提供企業からの保険料、接収された年金制度の積立金、及び積立金の投資収益。現在、終了した制度の受給者612,000人に給付している。

- ガバナンス:
 - 労働長官(議長)、商務長官、及び財務長官からなる理事会により統治。
 - 大統領から指名された労働者、事業主、公益を代表する7名による諮問委員会の助言を受ける。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

- 適用範囲
 - すべての税制適格な給付建て制度
- 制度終了の形態
 - 事業主による制度終了

事業主は次の2つの場合以外に制度を終了することができない。

- 標準終了(normal termination)
 PBGCに対して終了時点の給付債務を賄うに足る年金資産を保有していることを示した上で終了する。約束している給付を提供する個人年金を提供、または加入者の同意にもとづいて一時金で清算する。
- 困窮終了(distress termination) 制度終了時点で給付債務を賄うに足る年金資産を保有していない制度の終了で、事業 主が破産法にもとづき申請している場合等、一定の要件が必要となる。
- PBGCによる制度終了

制度加入者やPBGCの保険制度の利益を保護するために、PBGCが必要と判断した場合に実施される。

注)1986年から2004年までの間に単独事業主制度は約101千が終了している。うち、99千は標準終了で、残りの2千をPBGCが接収している。("An Analysis of Frozen Defined Benefit Plans", PBGC, December 21, 2005)

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 保証対象の給付:

- 標準引退年齢から支給される年金給付
- 早期引退給付(在職中の場合は退職が要件)
- 制度加入者の遺族に対する年金給付
- 制度終了以前に発生した障害に対する障害給付

■ 保証上限額:

- 保証上限額は法律によって定められており、毎年調整される。
- 2007年に終了した制度に対する支給開始65歳の保証上限は、単独の終身年金 の場合、月額\$4,125.00である(金額は社会保障課税賃金の基準に連動して改定)。
- 連生年金の場合や65歳よりも若い場合の保証上限は、これより低額である(例:60 歳の場合の単独終身年金の上限は月額\$2,681.25)。

注)PBGCに接収された制度の加入者の90%以上が、上限額の影響を受けていない。ただし、一部職種(例: 航空会社のパイロット)に関しては年金額が高く、保証上限によって大きく減額される場合も多い。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

単独事業主制度終了保険の保険料の経緯

次の期間に開始する制度年度	定額保険料	変動保険料 (対未積立確定給付)	上限(@加入者)	終了保険料 (@加入者)
1974/ 9/ 2~1977/12/31	\$ 1.00			
1978/ 1/ 1~1985/12/31	\$ 2.60	_	_	
1986/ 1/ 1~1987/12/31	\$ 8.50			
1988/ 1/ 1~1990/12/31	\$16.00	0.6%	\$34	
1991/ 1/ 1~1994/ 6/30	\$19.00		\$53	
1994/ 7/ 1~1995/ 6/30	\$19.00		\$53+上限超過分の 20%	
1995/ 7/ 1~1996/ 6/30	\$19.00	0.9%	\$53+上限超過分の 60%	
1996/ 7/ 1~2005/12/31	\$19.00		上限廃止	
2006/ 1/ 1 ^(注) ~	\$30.00		工队先工	3年間\$1,250

注) 2005 年不足削減法(Deficit Reduction Act of 2005)が発効し、①単独事業主制度の定額保険料の改訂 ($$19\rightarrow30)、②多数事業主制度の保険料の改訂($$2.60\rightarrow8)、③保険料は 2006 年 1 月 1 日から適用し 2007 年以降は賃金上昇率に連動して改訂、④2006 年以降に困窮終了や強制終了した制度について加入者 1 名あたり年間\$1,250 を 3 年間支払うこと(終了保険料: 2010 年までの時限措置)、が適用されている。

出所: Pension Insurance Data Book 2005, SUMMER 2006

未積立確定給付計算のための割引率は、直前の年度末における30年国債の利回りに一定率を乗じたものとされている。一定率は、1997年6月までは80%、2002年12月までは85%、2003年12月までは100%と推移。2004から2006年については、長期社債の複合インデックスの利回りの85%に変更されている。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■財政の現状

- 2005年9月末には228億 \$ の不足を計上したが、2006年9月末は不足額は181億ドルに減少。財政状態の 改善の要因の1つに、「終了可能性の高い」区分に含まれる制度が減少したこと、事業主からの回収額が過 去最高であったこと等が挙げられている。
- 2005年9月にはノースウェスト航空及びデルタ航空、更に10月には大手自動車部品メーカーのデルファイが 破産を申請。2007年1月にデルタ航空のパイロット年金制度の接収(30億\$の積立不足に対してPBGCの推定 債務は9.2億\$)が発表されたが、同社の他の制度は現時点で継続が確認されている。

単独事業主制度終了保険の大型引受債務

会社名	終了年度	引受債務
ユナイテッド航空	2005	71 億 \$
ベツレヘム スチール	2003	37億\$
USエアウェイズ	2003, 2005	29 億 \$
LTV	2002、2003、2004	20 億 \$
ナショナル スチール	2003	12 億 \$
パンナム	1991、1992	8億\$
Weirton スチール	2004	7億\$
トランスワールド航空	2001	7億\$
Kemper インシュアランス	2005	6 億 \$
カイザーアルミ	2004	6 億 \$

出所: PBGC, "Pension Insurance Data Book 2005", SUMMER 2006

単独事業主制度の制度終了保険の概要

財政悪化の要因

("How to Reduce the Cost of Federal Pension Insurance" in "Policy Analysis" CATO Institute, R. A. Ippolito, August 24, 2004 より)

■給付建て制度の積立状態の悪化

クレジットを利用する柔軟な掛金の拠出基準、債務・資産の評価における平滑化手法の容認、2002年以降顕著となった積立規律の緩和により、積立水準が低下し、PBGCの引受債務の増大を招いた。

■保険料の拠出基準の問題

変動保険料算出の基準となる終了債務の算出に用いる割引率も緩和された。また、「完全積立(一般的には現在債務ベースの積立水準が90%以上)」であれば、PBGCへの変動保険料の拠出義務が発生しない、とされる免除規定がある。積立不足が保険料拠出につながらないこのような規定のため、2002年における変動保険料は、実質的にはほとんど拠出されていない。

■米国の給付建て制度の給付設計上の問題

米国の典型的な給付建て制度は、退職時の最終平均給与に勤務年数と一定率を乗じることで算出される年金給付を標準引退年齢(通常は65歳)から支給する制度である。従って、インフレ、賃金上昇、金利といった経済指標が高い時期には、中途退職によって付与された年金受給権は、時間の経過とともに支給開始までに著しく目減りする。しかし、最近のインフレや金利の低下によって目減りの度合いが減少し、中途退職の給付が相対的に大きくなったと言える。このことは、低金利下でPGBCの保証の範囲が実質的に増大したことを意味する。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

- 2006年年金保護法(PPA2006)における改正点
 - ■2008年以降、変動保険料の基準となる受給権が確定している(vested)給付債務は、積立目標と同様の方法によって算定される。また、受給権が確定していない給付債務は考慮されない。割引率は24ヶ月平均ではなく、制度年度開始前月のセグメント率を使用する。また、未積立確定給付債務を算出するために使用する年金資産には公正価値を用いる。なお、2007年は2006年までの特例が延長される。
 - ■2005年不足削減法で2010年まで時限的に導入された終了保険料が、恒久化された。
 - ■商業航空会社の制度終了のための特別規則
 - ■代替的積立計画(積立不足を7年でなく17年で償却することが認められる)を選択後、適用期間の当初から10年未満で制度終了した場合
 - 適用期間の初日を制度終了日とする
 - 保証給付の額を上でみなした終了日にて確定する
 - ■終了保険料:通常の\$1,250のかわりに\$2,500(5年以内終了の場合)
 - ■変動保険料の免除規定(完全積立(一般的には現在債務ベースの積立水準が90%以上)の場合の拠出免除)が廃止された。

支払保証制度に関する論点

■ 給付建て制度の給付義務

- 給付建て制度を円滑に機能させるためには、①事業主の給付義務の認識、②積立基準、 ③セーフティネット(支払保証制度)、の順序が重要だが、米国は①積立基準、②セーフティ ネット、③事業主の給付義務の認識(=PBGCによる求償)の順となっている。
- 結果として、単純な議論に陥りやすい。また、裁定の機会も提供してしまう。

■ 事業主に対する年金制度の掛金債権

- 米国の年金制度は、事業主に対して「累積拠出不足」相当額の先取特権(lien)を有する。また、拠出の猶予が認められる条件として担保(security)の提供を求められることがある。
- 日本では、厚生年金基金掛金に関して「国税および地方税に次ぐ先取特権」が与えられているが、DB制度に関しては、企業年金基金に一般債権がある、と解されるに過ぎない。

▲ 支払保証制度の検討

- DB法成立時の附帯決議があるので、「検討を加える」必要がある。その際、単純に制度の 是非を論じるのではなく、以下の点も留意すべきと考える。
 - ♣ 制度のあり方は各国各様、必ずしも米国のPBGC、英国のPPFのような方式のみではないこと
 - モラルハザード極小化のため、各国が工夫していること
 - ◆ 日本独特の債権債務関係を踏まえたうえで、給付設計、積立基準、制度運営の各局面で、給付約束の履行を支援する方策を検討すべきこと